

広島県告示第五百九十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定によつて、平成二十三年及び平成二十四年度において、県が発注する建設工事（以下「県工事」という。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者（経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）に限る。）に必要な資格及びその資格審査に係る申請手続等について次のとおり定めた。

平成二十三年六月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 資格審査の概要

県工事の入札への参加を希望する経常JVは、県に入札参加資格審査の申請を行い、次の工事の種類に対応する業種（以下「申請業種」という。）の資格の認定を受けなければならない。

二 資格審査を行う工事の種類

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）別表第一の上欄に掲げる建設工事のうち、土木一式工事とする。

三 施工の方式

経常JVの各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

四 経常JVの資格要件

1 経常JVの構成員の数は二者とする。

2 経常JVの構成員の組合せは、次のとおりとする。

(一) 全ての構成員が、単体企業として申請業種の平成二十三年及び平成二十四年度の
入札参加資格の認定を受けていること。

(二) 前記(一)の認定に係る等級が同一又は直近のものであること。

(三) 全ての構成員が、別表第一に定める同一の地域内に主たる営業所(営業所を統括し、指揮監督する権限を有する一箇所の営業所で、建設業許可申請書別紙二(一)又は別紙二(二)に主たる営業所として記載したものをいう。以下同じ。)を有していること。

3 経常JVは自主結成し、その代表者は構成員において決定された者とする。

五 経常JVの構成員の資格

経常JVの全ての構成員の資格は、次のとおりとする。

(一) 県内に主たる営業所を有する中小建設業者等（資本金が二十億円以下又は従業員が千五百人以下である者）であること。

(二) 申請業種に係る構成員単体の格付等級がB、C又はDであること。

(三) 申請業種の建設業許可を受けてからの営業年数が三年以上あること。（相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が三年未満であってもこれを同様に取り扱うことができるものとする。）

(四) 申請業種について、元請としての施工実績を有すること。
(五) 他の経常JV（県工事の資格認定を受けたものに限る。）の構成員になっていないこと。

(六) 県工事を請負った場合に、当該工事の現場に、法第二十六条で規定する監理技術者又は主任技術者（知事が特に認めた場合を除き国家資格者に限る。）を一名以上配置できること。なお、当該工事が、法第二十六条第三項に該当する場合、配置する技術者は工事現場ごとに専任でなければならない。

(七) 前記一の申請の日が属する年度内に、他の経常JVの構成員として県に入札参加資格の申請を行った者でないこと。

六 資格審査申請書の受付

資格審査を希望する経常JVは、次により申請書を提出しなければならない。

1 提出期間

平成二十三年六月二十七日（月）から平成二十四年九月十四日（金）まで（広島県の休日を含める条例「平成元年広島県条例第二号」第一条第一項に規定する休日を除く。）の午前九時から午前十一時三十分までの間及び午後一時三十分から午後四時までの間

2 提出先

経常JVの代表者の主たる営業所が存する行政区域を所管する別表第二の建設事務所又はその支所

3 申請書類

- (一) 経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書（別記様式第一号）
- (二) 経常建設共同企業体協定書（別記様式第二号）
- (三) 委任状（別記様式第三号）
- (四) 誓約書（別記様式第四号）
- (五) 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し（単体企業として入札参加資格の審査を申請した際に添付したもの。）
- (六) 各構成員の技術職員名簿の写し（前記(五)の経営事項審査を申請した際の申請書別紙
二）

七 審査の方法

1 平成二十三、二十四年度建設工事入札参加資格者名簿の有効期間における総合数値は、客観数値及び主観数値の和に一・一を乗じたものとする。なお、総合数値の算出に当たり、小数第一位以下の端数がある時は、小数第一位を四捨五入処理する。

2 経常JVの格付等級の決定に当たり、前記1の規定により算出した総合数値が、構成員単体の格付等級で最上位のものよりも下位の格付等級に相当することとなる場合、当該経常JVの格付等級は、構成員単体の等級の最上位のものに相当する格付等級とするものとする。

3 審査結果は、経常JVの代表者に通知する。

八 資格を認定した場合の取扱い

- 1 資格認定を受けた経常JVは、単体企業に準じて県工事の入札に参加できるものとする。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員になることはできない。
- 2 構成員に特定建設業の許可を有する者がいる場合、当該経常JVは特定建設業許可を有する単体企業に準じて取扱うものとする。この場合において、当該経常JVが請負った工事には、特定建設業の許可を有する構成員が、法第二十六条第二項の規定に基づく監理技術者を配置しなければならない。
- 3 資格認定を受けた経常JVの各構成員は、当該経常JVの申請業種について、単体企業として県工事の入札に参加することができない。ただし、当該経常JVが解散により資格を失ったときは、この限りではない。
- 4 経常JVが県工事を落札した場合、契約締結時まで当該工事の各構成員の出資比率を定め、発注機関に報告しなければならない。なお、経常JV全ての構成員の出資比率は、均等割の十分の六以上でなければならない。

九 資格の有効期間等

- 1 経常JVの有効期間は、平成二十三、二十四年度建設工事入札参加資格者名簿の有効期間の末日までとし、この期間中に、解散（構成員の脱退含む。）しようとする場合は、あらかじめ申請して県の承認を受けなければならない。
- 2 認定を受けた経常JVは、前記1の有効期間経過後、単体企業として平成二十五年度以降最初に認定された建設工事入札参加資格の有効期間まで、一度に限り再度の入札参加資格の申請を行うことができる。
- 3 認定を受けた経常JVの構成員は、前記1又は2の有効期間の満了までに、県内建設業者の合併等に関する特例要綱（平成十五年六月一日制定）第三条に規定する合併等を行わなければならない。

十 資格の取消し

- 1 知事は前記九の認定資格の有効期間中であっても、次のいずれかに該当する場合には、当該経常JVの資格を取り消すことができるものとする。
 - (一) 入札参加資格審査申請書及び添付書類の記載事項に偽りがあるとき。
 - (二) 経常JV又はその構成員が施行令第六十七条四の四の規定に該当したとき。
 - (三) 経常JVの構成員が法第二十八条の規定による指示又は営業停止の処分を受けたとき。
- (四) 経常JVの一部又は全部の構成員から認定資格の全部を取り下げの申請があった場合において、その理由が真にやむを得ないと認められるとき。ただし、県工事を施工中である経常JVの構成員は、当該工事の完成後三か月を経過する日までこの申請を行うことができない。
- (五) 前記九3に規定する合併等が行われる見込みがなくなったとき。
- (六) その他前記(一)〜(五)に類する事情が発生したとき。

2 前記1の規定により経常JVの認定資格が取り消された場合、当該経常JVの構成員は、単体企業として、取り消された業種に係る県工事の入札に参加できるものとする。

3 前記2による単体企業としての県工事への入札の参加に当たっては、知事は当該単体企業の総合数値の減算措置を行うことができるものとする。

十一 その他

この告示に定めのない事項については、知事が別に定める。

別表第一

地域名	行政区域
広島地域	広島市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町及び坂町
呉地域	呉市
廿日市地域	大竹市及び廿日市市
芸北地域	安芸太田町及び北広島町
東広島地域	竹原市、東広島市及び大崎上島町
福山地域	福山市、府中市及び神石高原町
尾三地域	三原市、尾道市及び世羅町
備北地域	三次市
庄原地域	庄原市

別表第二

事務所名	所管する行政区域
西部建設事務所	広島市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町及び北広島町
呉支所	呉市
東広島支所	竹原市、東広島市及び大崎上島町
東部建設事務所	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅町及び神石高原町
北部建設事務所	三次市及び庄原市

(別記様式第1号)

経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

申請者 共同企業体の名称 _____
住所 _____
構成員 商号又は名称 _____
(代表者) 代表者氏名 _____ 印
住所 _____
構成員 商号又は名称 _____
代表者氏名 _____ 印

この度、貴県発注の建設工事の入札に参加するため、構成員の連帯責任により共同施工を行う共同企業体を結成しましたので、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、この申請を行った日以後、当共同企業体の解散が承認される日又は資格の不認定が決定される日までの間に、申請業種について当共同企業体の構成員が単体企業として貴県の指名を受けた場合には、辞退します。

【申請業種：土木一式工事】

構 成 員	商号又は名称	許 可 番 号	許 可 年 月 日	単 体 格 付
		国 土 交 通 大 臣 広 島 県 知 事 号 第 号	平成 年 月 日	
		国 土 交 通 大 臣 広 島 県 知 事 号 第 号	平成 年 月 日	

- (注) 1 「単体格付」欄には、県の建設工事入札参加資格の認定を受けた格付等級を記入すること。
2 各構成員が平成23・24年度の入札参加資格の認定を受けた際の資格審査申請書に添付した経営事項審査結果通知書及び技術職員名簿の写しを添付すること。

経常建設共同企業体の所在地・連絡先	
〒	—
	TEL ()

(この申請に関する問合せ先：電話番号 () — 担当者名)

(別記様式第2号)

経常建設共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇経常建設共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、その存続期間は〇年とする。
ただし、〇年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇建設株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参考の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事施工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における、構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、発注者の承認により残存構成員を代表者とすることができる。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

_____ 経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

経常建設共同企業体協定書第8条の規定により，当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。

- | | | | |
|---|-------|------|----|
| 1 | 工事の名称 | | 工事 |
| 2 | 出資の割合 | (商号) | % |
| | | (商号) | % |

_____外____社は，上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書_____通を作成し，各通に構成員が記名押印して各自所持するものとする。

平成 年 月 日

_____ 経常建設共同企業体

代表者	(商号)	
	代表者氏名	印
	(商号)	
	代表者氏名	印

(別記様式第3号)

委 任 状

平成 年 月 日

広島県知事様

委任者 共同企業体の名称 _____
住 所
構成員 商号又は名称
代表者氏名 印

私は、次の者を代理人と定め、貴県発注の次の業種の建設工事に係る工事の入札、見積り、契約の締結及び復代理人の選任に関する一切の権限を委任します。

1 業種名

土木一式工事

2 受任者

共同企業体の名称 _____

住 所

構成員 商号又は名称

(代表者) 代表者氏名

印

(注) 受任者は共同企業体の代表者の代表取締役とすること。

(別記様式第4号)

誓 約 書

平成 年 月 日

広島県知事様

申請者 共同企業体の名称 _____
住 所
構成員 商号又は名称
(代表者) 代表者氏名 印

住 所
構成員 商号又は名称
代表者氏名 印

_____ 経常建設共同企業体の県建設工事入札参加資格の申請に当たり、次のことを制約します。

上記申請の日において有効であった県建設工事入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）の有効期間満了後、最初の名簿の有効期間の満了までに、県内建設業者の合併等に関する特例要綱（平成15年6月1日制定）第3条に規定する合併等を行います。